

公益財団法人山梨県スポーツ協会特別会員・賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が本県スポーツの振興を強力に推進するため、広く県民一般の協力により、本協会寄附金規程に基づき資金を調達して、健全なスポーツの普及と発展を図り、体力の保持・増進とスポーツ水準の向上により、明るく豊かな県民生活を育成することを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、本協会の目的及び事業の趣旨に賛同し、入会したものをもち、特別会員及び賛助会員とする。

2 特別会員は、本協会の刊行物を受けることができる。

(会費)

第3条 特別会員は、個人であって会費は、50,000円以上とする。

2 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

一 個人会員 年額5,000円を1口とし、1口以上

二 団体会員（会社・法人・事業所等）

年額10,000円を1口とし、1口以上

三 特別会員（個人） 50,000円以上

3 特別会員については、終身、会員とする。

(委任)

第4条 この規程の施行について、必要な事項は会長がこれを定める。

附 則 この規程は、昭和58年8月16日から施行する。

附 則 平成7年11月14日一部改正。

附 則 この規程は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。